

明石市特別職の給与及び議員の報酬一覧

平成24年1月1日現在

(単位:円)

	給料月額	期末手当 (給料月額+給料月額×役職加算)×年間3.9月		年 収 給料月額×12月+期末手当		退職手当(1期分) 給料月額×48月×支給率		1期分支給額 年収×4年+退職手当	
		給料月額	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率
市長	1,137,000	5,321,160	0.41	18,965,160	0.41	22,376,160	98,236,800		
市長 (3割カット)	795,900	3,724,812	0.41	13,275,612	0.41	15,663,312	68,765,760		
副市長	939,000	4,394,520	0.25	15,662,520	0.25	11,268,000	73,918,080		
教育長	769,000	3,598,920	0.22	12,826,920	0.22	8,120,640	59,428,320		
公営企業管理者	714,000	3,341,520	0.20	11,909,520	0.20	6,854,400	54,492,480		
常勤監査委員	554,000	2,592,720	0.185	9,240,720	0.185	4,919,520	41,882,400		
議長	765,000	3,580,200		12,760,200			51,040,800		
副議長	697,000	3,261,960		11,625,960			46,503,840		
議員	629,000	2,943,720		10,491,720			41,966,880		

特別職の給料、退職手当及び議員の報酬について

① 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料の性格は、一般職の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

【特別職の給与について】

② 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料は、一般的には下記の原則を総合的に勘案して決定するのが妥当である。

職務責任原則：職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること

均衡原則：当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失しないものであること

状況原則：物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じて十分対応するものであること

【議員の報酬について】

③ 『地方公務員関係法令実務事典』

議員報酬とは、地方公共団体が、非常勤の特別職である議員に支払う労働の対価であると言える。

④ 『昭和 37 年 11 月 21 日付自治省行政局長 議員報酬の適正額に関する内簡』

都道府県の議会の議員（議長及び副議長を除く。）の報酬月額については、当該都道府県における部長（都にあつては局長）に適用される等級の号給のうち、その中間程度を基準として定めることを適当と考える。

【特別職の退職手当】

⑤ 『昭和 55 年 7 月号 地方自治 自治省給与課』

特別職の職員のうち首長に対する退職手当は、一般職の職員のそれのように長期間の勤続そのものに対する報償というよりは、過去の任期間の功労に対する報償という性格が極めて強いものと考えられる。それも在任期間が長くなればなるほど功績度は累進的に高まっていくものではなく、あくまでも各任期毎の功績は同じウエイトのものと考えらるべきであろう。

退職手当制度等について、「住民の十分な理解と支持が得られる」かどうかは、結局のところ支給率等退職手当の水準をどう定めるかにかかっているが、特別職の職員の退職手当の水準をどうすべきかについては、地方公務員法の適用のある一般職の職員と異なり、法律上の定めはない。しかし、給与水準は所詮他との比較の上に成り立つ相対的なものである以上、特別職の職員の退職手当と言えども絶対的基準を導き出すことは困難であり、「〇〇と比べて適正だ」と言う他はない。この場合、「〇〇」に入れる内容としては、他の地方公共団体の特別職職員のほか、民間企業の役員、国の公庫・公団の役員、最高裁判所裁判官などの類似的な職種が考えられる。

明石市一般職職員（部長級）の給与改定の変遷

	給料月額 改定率	給料表	地域手当 (%)	複利計算	期末勤勉 手当(月)	年間総支 給月数	総支給月数 割合	全体改定率	備 考
平成6年度	1.04%	増額改定	10	1.076	5.20	17.20	1.042	0.993	
平成7年度	0.46%	増額改定	10	1.087	5.20	17.20	1.042	1.133	
平成8年度	0.37%	増額改定	10	1.091	5.20	17.20	1.042	1.137	
平成9年度	0.48%	増額改定	10	1.101	5.25	17.25	1.045	1.151	
平成10年度	0.38%	増額改定	10	1.112	5.25	17.25	1.045	1.163	
平成11年度	0.00%	増額改定	10	1.112	4.95	16.95	1.027	1.142	
平成12年度	0.12%	改定なし	10	1.113	4.75	16.75	1.015	1.130	
平成13年度	0.08%	改定なし	10	1.114	4.70	16.70	1.012	1.128	
平成14年度	△2.10%	減額改定	10	1.091	4.65	16.65	1.009	1.101	
平成15年度	△1.18%	減額改定	10	1.078	4.65	16.65	1.009	1.088	
平成16年度	—	改定なし	10	1.078	4.40	16.40	0.994	1.071	
平成17年度	△0.33%	減額改定	10	1.074	4.45	16.45	0.997	1.071	
平成18年度	—	改定なし	10	1.074	4.40	16.40	0.994	1.068	
平成19年度	△6.93%	減額改定	10	1.000	4.45	16.45	0.997	0.997	(国)指定職・議員ボーナス改定見送り。 (明石市)特別職ボーナス改定見送り。
平成20年度	—	改定なし	10	1.000	4.50	16.50	1.000	1.000	
平成21年度	△0.25%	減額改定	10	0.998	4.15	16.15	0.979	0.976	6級まで△0.20% 7級以上△0.30%
平成22年度	△1.67%	減額改定	10	0.981	3.95	15.95	0.967	0.948	40歳以上△0.10% 55歳を超え、6級以上(行政)の者△1.5%
平成23年度	△0.47%	減額改定	10	0.976	3.95	15.95	0.967	0.944	40歳台で最大△0.4% 50歳台で最大△0.5%
平成24年度	未定	未定	7.5	0.954	3.95	15.95	0.967	0.922	地域手当10%→7.5%

平成20年度を1とした場合 平成20年度 1.000 → 平成24年度 0.954 = △4.6%

議員と部長級職員の年収額の比較

(単位：円)

年度	区分	月額						年間計(月額)	期末勤勉	年収	差額率
		給料	地域手当	扶養手当	管理職手当	月額計					
平成23年度	議員	629,000	0	0	0	629,000	7,548,000	2,943,720	10,491,720		
	部長級	462,556	59,485	19,500	112,800	654,341	7,852,092	2,421,875	10,273,967		
	差額	△ 166,444	59,485	19,500	112,800	25,341	304,092	△ 521,845	△ 217,753	△ 2.1%	
平成24年度見込 (地域手当△2.5%)	議員	629,000	0	0	0	629,000	7,548,000	2,943,720	10,491,720		
	部長級	462,556	44,614	19,500	112,800	639,470	7,673,640	2,366,264	10,039,904		
	差額	△ 166,444	44,614	19,500	112,800	10,470	125,640	△ 577,456	△ 451,816	△ 4.3%	

(参考)平成20年度の状況

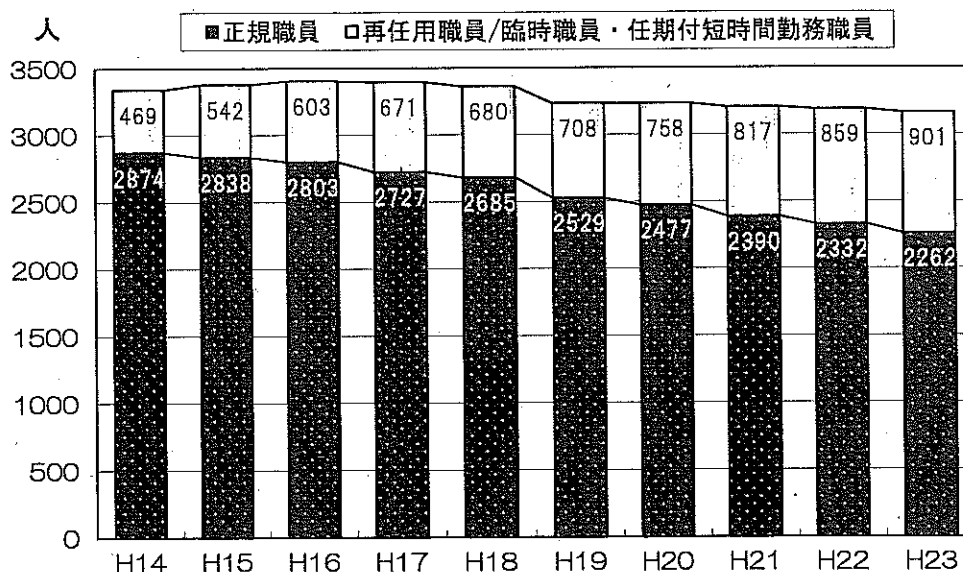
(単位：円)

年度	区分	月額						年間計(月額)	期末勤勉	年収	差額率
		給料	地域手当	扶養手当	管理職手当	月額計					
平成20年度	議員	656,000	0	0	0	656,000	7,872,000	3,503,040	11,375,040		
	部長級	475,114	60,741	19,500	112,800	668,155	8,017,860	2,886,272	10,904,132		
	差額	△ 180,886	60,741	19,500	112,800	12,155	145,860	△ 616,768	△ 470,908	△ 4.1%	

総人件費の削減を図るため、全庁をあげて職員数の削減に取り組み、平成23年4月時点での実働の総正規職員数(県への派遣職員や育児休業者など市の給与負担のないものを除いた職員数)は2,262人となり、数値目標である2,300人体制を実現しました。

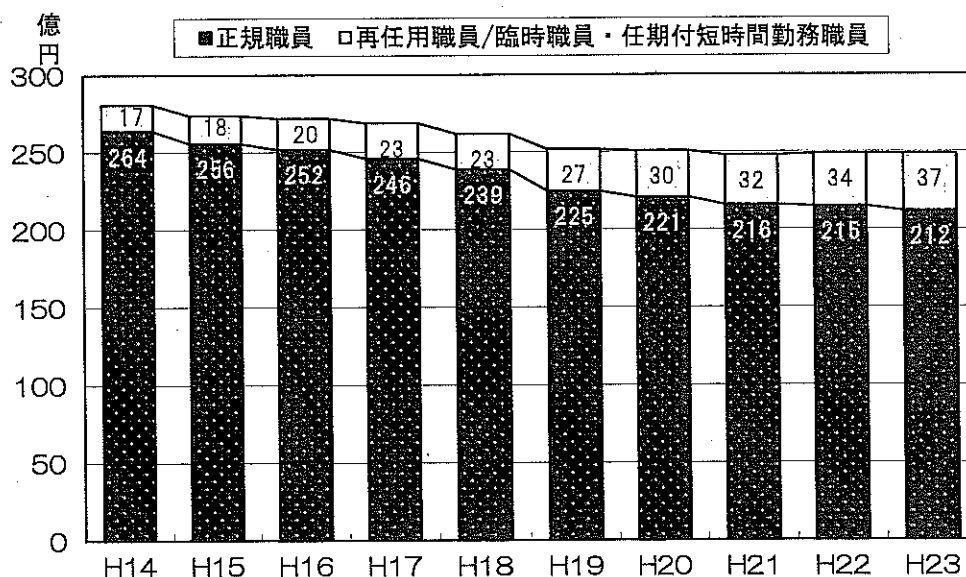
一方、人件費を削減しながら、市民のニーズや社会情勢に的確に対応して業務量に応じた体制を確保するため、正規職員の削減に伴い、再任用職員、臨時職員・任期付短時間勤務職員の人数は増加していますが、これらを合計した総職員数は減少傾向となっています。

○総職員数の推移(平成19年度以降の正規職員数は実働職員数で計上)



また、人件費の推移をみると、総職員数の減少、給与の適正化等により減少傾向にあります。

○総人件費の推移



明石市の財政状況

1 これまでの状況

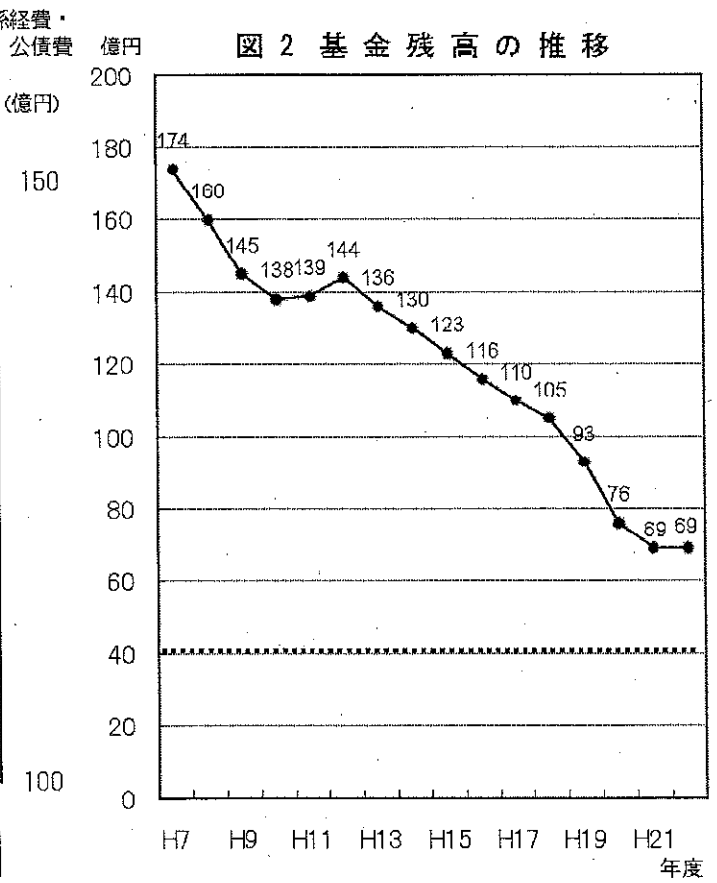
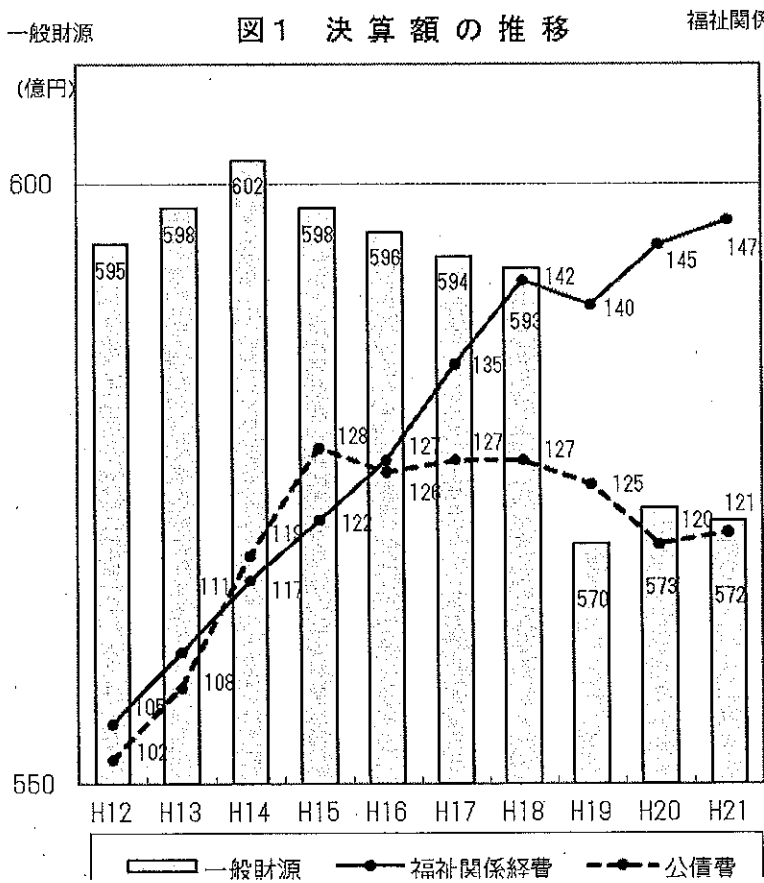
明石市では、ここ10年間、非常に厳しい財政状況が続いています。

収入面では、国から交付される地方交付税の削減の影響や、景気低迷に伴う市税収入の減少などにより、平成14年度を境に一般財源の減少が続いています。【図1-棒グラフ】

また、支出面においては、急速に進む少子高齢化や景気の低迷等に伴い、福祉関係経費が増加の一途をたどっているほか、兵庫県南部地震後の多額の市債発行に伴い、市の借入金の返済にあてる公債費が高い水準で推移しています。【図1-折れ線グラフ】

そうしたなか、事務事業の廃止や見直しをはじめ、正規職員数をピーク時（平成10年度）から2割減らすなど行政改革に取り組んできましたが、なお発生する収支不足を埋めるため、平成13年度以降、市の貯金である基金を毎年取り崩す状況が続いています。

このため、平成7年度のピーク時には174億円あった基金残高は平成22年度末には69億円にまで減少しています。【図2】



※一般財源は、土地売却収入などの臨時的な収入は除いています。
 ※福祉関係経費及び公債費は、国・県からの補助金などを除いた市の負担ベース（一般財源ベース）の額を記載しています。
 ※福祉関係経費は、高齢者や障害者の福祉サービスをはじめ、保育所などの子育て支援、生活保護、各種の医療助成に要する経費のほか、国民健康保険・介護保険・老人保健・後期高齢者医療の特別会計への繰出金など、民生費の額を記載しています。

※基金残高は、財政基金、減債基金、特別会計等財政健全化基金の3基金の計を記載しています。

2 今後の財政収支見込み

今後の財政収支見込みは、福祉関係経費は引き続き増加していくものの、市の借入金返済にあてる公債費は大きく減少していきますが、現在、中心市街地活性化の核事業である明石駅前南地区市街地再開発事業や市庁舎建て替えの準備、中学校給食の実施など、大きな財政負担が必要となる事業を計画しています。

現行の行政サービス水準を維持したまま、これらの事業を実施する場合の数年先までの収支見込みを試算しますと、平成 27 年度には財源不足を補うための基金（市の貯金）が無くなることが推計されます。【 図 3 】

試算の前提条件は、次のとおりです。

- ①明石駅前南地区市街地再開発は、平成 22 年 12 月に再開発準備組合が作成した事業計画をもとに試算しています。

平成 24 年度に着工し、27 年度に完了予定、市役所窓口機能として約 9,000 ㎡ など保留床取得を含んでいます。市負担は全体で 127 億円となり、平成 24 年度から平成 28 年度までの間は 38 億円が必要です。

- ②現市役所庁舎は昭和 45 年に建築され、耐震性や老朽化などの課題があります。将来、避けることのできない市役所庁舎建替えの準備のため、庁舎建設基金に平成 24 年度以降、毎年 3 億円を積み立てます。

（建設目標年度の H32 年度までに、建設費の 1/4 相当の 25 億円の積み立てを想定）

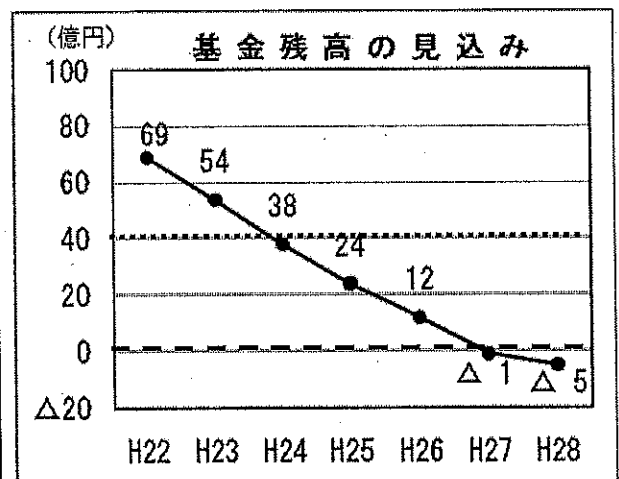
- ③中学校給食については、仮に小学校給食と同じ方式（自校方式）で平成 26 年度から実施した場合を想定し、平成 25 年度に施設整備費などの導入経費として 6 億円、平成 26 年度から運営経費として 8 億円がかかると試算しています。

（参考）中学校完全給食の実施状況

兵庫県内 41 市町の内、20 市 10 町が全て又は大部分の中学校で実施。
全国では約 8 割の中学校で実施。

（図 3） 今後の財政収支見込み 単位：億円

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳 入	615	605	589	598	593	589	592
歳 出	602	627	605	612	605	602	596
基金取崩額	1	22	16	14	12	13	4
基金残高	69	54	38	24	12	△ 1	△ 5



今年度から平成 25 年度まで 3 か年の行政改革実施計画では、災害などの非常時でも財政的に対応できるように、市の貯金である基金残高を 40 億円は確保することを数値目標として掲げ、3 年間で 30 億円の収支改善を図ることとしています。今後は、現在行っている様々な事業も含めまして、より一層の事業の選択や事業方法の精査が必要になると考えています。

明石市特別職給与等の県下における状況

(単位：円)

○申出案の金額となった場合の現行の県下における順位との比較

	例月支給額		期末手当		年間支給額		退職手当		1期分支給額		
	額	順位	額	順位	額	順位	額	順位	額	順位	
市長	現行	1,137,000	6	5,321,160	3	18,965,160	5	22,376,160	6	98,236,800	6
	申出案	1,084,000	9	5,073,120	6	18,081,120	9	21,333,120	6	93,657,600	8
市長(3割カット後)	現行	795,900	21	3,724,812	15	13,275,612	22	15,663,312	23	68,765,760	23
	申出案	758,800	23	3,551,184	17	12,656,784	24	14,933,184	24	65,560,320	25
副市長	現行	939,000	6	4,394,520	4	15,662,520	5	11,268,000	6	73,918,080	6
	申出案	895,000	8	4,188,600	6	14,928,600	9	10,740,000	6	70,454,400	8
教育長	現行	769,000	8	3,598,920	6	12,826,920	7	8,120,640	3	59,428,320	5
	申出案	733,000	8	3,430,440	6	12,226,440	8	7,740,480	4	56,646,240	8
公営企業管理者	現行	714,000	8	3,341,520	8	11,909,520	8	6,854,400	4	54,492,480	8
	申出案	681,000	9	3,187,080	9	11,359,080	9	6,537,600	4	51,973,920	9
常勤監査委員	現行	554,000	4	2,592,720	4	9,240,720	4	4,919,520	3	41,882,400	4
	申出案	528,000	5	2,471,040	5	8,807,040	5	4,688,640	3	39,916,800	5
議長	現行	765,000	5	3,580,200	5	12,760,200	5				
	申出案	732,000	7	3,425,760	7	12,209,760	7				
副議長	現行	697,000	5	3,261,960	4	11,625,960	5				
	申出案	667,000	5	3,121,560	7	11,125,560	6				
議員	現行	629,000	5	2,943,720	4	10,491,720	5				
	申出案	602,000	7	2,817,360	7	10,041,360	6				

県下29市

明石市特別職給与等の特例市における状況

(単位：円)

○申出案の金額となった場合の現行の特例市における順位との比較

	例月支給額		期末手当		年間支給額		退職手当		1期分支給額		
	額	順位	額	順位	額	順位	額	順位	額	順位	
市長	現行	1,137,000	8	5,321,160	7	18,965,160	7	22,376,160	24	98,236,800	10
	申出案	1,084,000	15	5,073,120	9	18,081,120	11	21,333,120	28	93,657,600	21
市長(3割カット後)	現行	795,900	39	3,724,812	36	13,275,612	40	15,663,312	33	68,765,760	38
	申出案	758,800	39	3,551,184	38	12,656,784	40	14,933,184	37	65,560,320	39
副市長	現行	939,000	10	4,394,520	9	15,662,520	9	11,268,000	25	73,918,080	11
	申出案	895,000	16	4,188,600	10	14,928,600	12	10,740,000	29	70,454,400	20
教育長	現行	769,000	18	3,598,920	13	12,826,920	14	8,120,640	17	59,428,320	14
	申出案	733,000	31	3,430,440	21	12,226,440	23	7,740,480	22	56,646,240	26
公営企業管理者	現行	714,000	21	3,341,520	17	11,909,520	20	6,854,400	18	54,492,480	20
	申出案	681,000	24	3,187,080	19	11,359,080	21	6,537,600	18	51,973,920	21
常勤監査委員	現行	554,000	17	2,592,720	11	9,240,720	15	4,919,520	9	41,882,400	14
	申出案	528,000	21	2,471,040	16	8,807,040	20	4,688,640	11	39,916,800	16
議長	現行	765,000	4	3,580,200	4	12,760,200	3				
	申出案	732,000	8	3,425,760	7	12,209,760	8				
副議長	現行	697,000	7	3,261,960	7	11,625,960	7				
	申出案	667,000	8	3,121,560	8	11,125,560	8				
議員	現行	629,000	8	2,943,720	8	10,491,720	8				
	申出案	602,000	11	2,817,360	10	10,041,360	11				

特例市40市

附属機関の設置に関する条例

昭和32年2月15日

条例第1号

第1条 市長の附属機関として法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定めがあるもののほか、次の表に掲げるものを置く。

附属機関	担任する事務
重要市有財産等処理審議会	条例で定めるもののほか市長が特に必要と認めた重要市有財産等の処理に関し必要な事項の調査審議に関する事務
明石市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての重要な事項の調査審議に関する事務
明石市消防審議会	現行消防制度並びに消防組織について重要な事項の調査、審議に関する事務
明石市特別職報酬等審議会	議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について必要な事項の調査審議に関する事務
明石市長期総合計画審議会	長期総合計画に関する重要な事項の調査審議に関する事務
明石市市民会館運営審議会	市民会館の管理、運営に関する重要な事項の調査審議に関する事務
明石市公共下水道運営審議会	公共下水道の管理、運営に関する重要な事項の調査、審議に関する事務

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めるもののほか市長が定める。

(以下略)

明石市特別職報酬等審議会規則

昭和41年10月11日

規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和32年条例第1号)第2条の規定に基づき、明石市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務等)

第2条 審議会は、市議会議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額について調査審議し、毎年度、市長に意見の申出を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部職員室人事課が行なう。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長がこれを定める。

(以下略)

明石市特別職の職員の給与に関する条例

昭和55年3月21日
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 前条に規定する職員の給料月額、次のとおりとする。

- (1) 市長 1,084,000円
- (2) 副市長 895,000円
- (3) 常勤の監査委員 528,000円

(期末手当)

第3条 職員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。基準日前1箇月以内に退職又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、それぞれの職員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第4条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その者の遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の41
- (2) 副市長 100分の25
- (3) 常勤の監査委員 100分の18.5

3 前項の在職月数は、職員となつた日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から退職した日の属する月までの月数とする。

4 退職手当は、任期ごとに支給する。

(退職手当の特例)

第5条 在職中特別の功労があつた職員には、前条第2項の規定による退職手当の額に、市長が議会の議決を経て定める額を加算した額とすることができる。

(準用)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員の給与については、一般職職員に支給する給料、通勤手当、期末手当及び退職手当の例による。

附 則

1～13 (略)

(平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間の市長の給料月額の特例)

14 平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間に限り、第2条第1号中「1,084,000円」とあるのは「1,084,000円に100分の70を乗じて得た金額」とする。

(平成24年10月1日から平成27年4月30日までの間の副市長の給料月額の特例)

15 平成24年10月1日から平成27年4月30日までの間に限り、第2条第2号中「895,000円」とあるのは「895,000円に100分の84を乗じて得た金額」とする。

明石市教育長の給与等に関する条例

昭和57年3月31日
条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 教育長の給料月額は、733,000円とする。

(期末手当)

第3条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する教育長に期末手当を支給する。基準日前1箇月以内に退職又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、退職又は死亡の日現在）において、教育長が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第4条 退職手当は、教育長が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その者の遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日における教育長の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の22を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、教育長となつた日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から退職した日の属する月までの月数とする。

4 退職手当は、任期ごとに支給する。

(旅費)

第5条 教育長には、旅費を支給する。

2 旅費の額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額とする。

(勤務条件等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職職員の例による。ただし、教育委員会が、必要と認めるときは、別段の定めをすることができる。

(準用)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与については、一般職職員に支給する給料、通勤手当、期末手当及び退職手当の例による。

(以下略)

明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例

平成19年3月29日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、明石市が経営する公営企業の管理者の設置及びその給料等について定めることを目的とする。

(管理者の設置)

第2条 法第7条本文の規定に基づき、水道事業に公営企業管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、水道部長とする。

(給料)

第3条 管理者の給料月額は、681,000円とする。

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する管理者に支給する。基準日前1月以内に退職又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する場合にあっては、退職又は死亡の日現在）において、管理者が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の187.5、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第5条 退職手当は、管理者が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その者の遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日における管理者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、100分の20を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、管理者となった日の属する月の翌月（月の初日であるときは、その日の属する月）から退職した日の属する月までの月数とする。ただし、第7条第1項に規定する管理者のうち、明石市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第18号。以下「定年条例」という。）第3条本文に規定する定年の年齢に達した日以後における最初の3月31日を迎えるに至ったものの在職月数については、当該日の属する月の翌月から退職した日の属する月までの月数とする。

4 退職手当は、任期ごとに支給する。

(旅費)

第6条 管理者には旅費を支給する。

2 旅費の額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号。以下「旅費条例」という。）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額とする。ただし、次条第1項に規定する管理者の旅費の額については、旅費条例別表第1の級別2級に掲げる者の旅費相当額とする。

(管理者の給与の特例)

第7条 管理者のうち、次の各号のいずれにも該当する者の給与は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、別に定めるものを除き、給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(1) 職員（明石市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第44号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表又は明石市水道部企業職員の給与に関する規程（昭和33年企業管理規程第1号）第3条第1項に規定する企業職給料表(1)の適用を受ける職員をいう。）として在職した者で、管理者となるために退職し、引き続き管理者となったもの

(2) 定年条例第3条本文に規定する定年の年齢に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者

2 前項に規定する給与の額は、給与条例別表第1行政職給料表の8級を占める職員（以下「部長等」という。）について適用されるそれぞれの給与に関する規定の例により算出した額とする。

3 第1項に規定する管理者が受ける給与の支給については、部長等について適用される給与に関する規定の例による。

(準用)

第8条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与については、一般職職員に支給する給料、通勤手当、期末手当及び退職手当の例による。

(以下略)

明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和57年3月31日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、明石市議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、月額602,000円とする。

2 議長及び副議長に対しては、前項の額に次の各号に定める額を加算した額とする。

(1) 議長 130,000円

(2) 副議長 65,000円

3 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

4 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの議員報酬を支給する。

5 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算する。ただし、同一人に対して、重複する議員報酬は、支給してはならない。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額とする。

(期末手当)

第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する者に期末手当を支給する。基準日前1月以内に、辞職、退職、除名又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項のそれぞれの基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、辞職、退職、除名又は死亡の日現在）において、それぞれの議員が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に明石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和55年条例第3号）第3条第2項に規定する期末手当の支給率を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者に引き続き議員の職にあつたものとみなす。

(準用)

第5条 この条例に定めがあるもののほか、議員報酬、旅費及び期末手当の支給については、一般職員に支給する給料、旅費又は期末手当の例による。

(以下略)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和31年10月1日
条例第24号

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する別表に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬については、日額又は回数による場合は、35,500円の範囲内において、月額による場合は、540,000円の範囲内において、任命権者が市長と協議して定める。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる特別職の職員以外のものに支給する旅費の額は、任命権者が市長と協議して定める。

(報酬等の支給方法)

第3条 前2条に規定する報酬及び旅費の支給については、一般職の職員に支給する給料又は旅費の例による。

2 報酬が年額によつて支給される職にあつては、その職に就職又は退職が年中に行なわれた場合は、月割計算によつて報酬を支給する。

(報酬の調整)

第4条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により教育長を兼ねる教育委員会の委員に対しては、当該教育長の給与を受ける期間第1条の報酬は支給しない。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し、必要な事項は市規則で定める。

別表（第1条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員長	月額 257,000円	明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号。以下「旅費条例」という。）別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額
教育委員会委員	〃 195,000円	〃
選挙管理委員会委員長	〃 128,100円	〃
選挙管理委員会委員	〃 104,400円	〃
選挙管理委員会補充員	日額 9,800円	〃
公平委員会委員長	月額 53,000円	〃
公平委員会委員	〃 44,200円	〃
識見を有する者のうちから選任された監査委員	〃 257,000円	〃

議会の議員のうちから 選任された監査委員	〃	65,000円	〃
農業委員会会長	〃	65,200円	〃
農業委員会委員	〃	47,600円	〃
固定資産評価審査委員 会委員長	日額	17,100円	〃
固定資産評価審査委員 会委員	〃	15,700円	〃
学校医 学校歯科医	1校(園)あたりの年 額252,000円に幼児、児 童又は生徒1名につき 年額461円(特別支援学 校にあつては年額767 円)を加算した額の範 囲内において任命権者 が定める額		旅費条例別表第1の級別2級に掲げ る者の旅費相当額
学校薬剤師	1校(園)あたりの年 額	156,000円	〃
スポーツ推進委員	月額	6,400円	〃
選挙長	日額24,000円の範囲内 において任命権者が定 める額		旅費条例別表第1の級別1級に掲げ る者の旅費相当額
投票管理者	1回につき35,500円の 範囲内において任命権 者が定める額		旅費条例別表第1の級別2級に掲げ る者の旅費相当額
開票管理者	1回につき24,000円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
選挙立会人	1回につき11,500円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
投票立会人	1回につき13,000円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
開票立会人	1回につき11,500円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
婦人相談員	月額133,500円の範囲 内において別に任命権 者が定める額		〃
母子自立支援員	月額	107,000円	〃
住宅管理人	1戸あたりの月額50円 に中高層住宅の管理人 にあつては月額3,000 円の範囲内でその管理		〃

	する共同設備の種類に 応じた額を加算した額	
土地区画整理法第65条 による評価員	日額 9,800円	〃
行政オンブズマン	〃 35,000円	〃
法律又は条例により設 置される審議会の会長 及びこれに準ずる者で、 報酬の額が日額で定め られるものとして任命 権者が別に定めるもの	〃 10,600円	旅費条例別表第1の級別1級又は2 級に掲げる者の旅費相当額
法律又は条例により設 置される審議会の委員 及びこれに準ずる者で、 報酬の額が日額で定め られるものとして任命 権者が別に定めるもの	〃 9,800円	〃